○国土交通省告示第八百六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　37

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認サービス

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	東京都新宿区新宿二丁目十六番十号、岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	白井　淑夫、谷口　茂子

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	石川　博
変更後	纐纈　和義

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十日

○国土交通省告示第八百七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人日本建築総合試験所

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	安井　敏夫、結城　恭昌
変更後	石田　恭一、岨　良政

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日

○国土交通省告示第八百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社住宅検査保証協会

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	—
変更後	岡山県、鳥取県、高知県、香川県、愛媛県、徳島県

(2)　変更年月日

平成二十一年七月二日

○国土交通省告示第八百七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社都市居住評価センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	安藤　武彦
変更後	小柳　義雄

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十六日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	山本　昌平
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十六日

○国土交通省告示第八百七十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ハウスジーメン